

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和2年 2月 20日

事業所名 **たにやま たんぽぽ**

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		利用児の実態、活動内容に応じて、パーティション等で仕切られた空間や、プレイルームを使用する等している。	
	2	職員の配置数は適切である	△		療育内容や利用児の状況に応じ、個々に合った職員体制を作っている。	障害者総合支援福祉法に基づき職員を配置しているが、より効果的な指導を行う為に、増員を検討する。
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている	○		指導訓練室に段差はない。車いす用のトイレも設置している。	
業務改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		指導後や職員会議の中で、現状と目標を検討し、改善に努めている。	
	5	保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		要求があり次第、早急に面談を行い、改善に努めている。	
	6	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		定期的に自己評価の結果を公開している。	
	7	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○		第三者評価の実施できる体制を整え、日々のサービス提供、業務改善へとつなげていく。
	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		事業所内でも定期的に研修を行い、知識や技術の向上に努めている。	外部研修で学んだ事を、職員間で共有し職員の資質向上につなげていく。
適切な支援の提供	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	○		相談支援専門員との情報交換、共有を図り、利用児の状態、保護者の意見等を通し、得られたニーズに沿った支援計画の作成に努めている。	利用児の状態や年齢に応じ、必要な支援・目標を設定し今後を見据えた支援をしていく。
	10	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		行動観察によるアセスメントツールを使い、状態を把握している。	
	11	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		担任や担当決めず、チームで利用児を把握し、支援計画を作っている。	
	12	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		目標を設定した中で、担任や担当を決めず、様々な指導を行う事で、マンネリ化しないようにしている。	
	13	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	△		休暇に合わせた課題ではなく、一年を通した継続的なプログラムを組んでいる。	
	14	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成している	○		放課後等デイサービス支援計画に基づき、利用児の実態に応じて個別療育・小集団療育を組み合わせで行っている。	
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		職員同士で、担当すべき内容を決め、適切な指導ができるようにしている。	利用児の状態に合わせて、支援内容を検討し、個別や集団指導を行うようにする。
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		終了後、利用児の状態や支援内容の確認・報告を職員間で行い、次の指導で必要な点の打ち合わせを行っている。	利用児の状態を職員間で情報共有し、個々にあった教材の選択や活動につなげていく。
	17	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		支援内容、状態等の記録は徹底して行っている。	日々の記録を詳細に記述する事で、職員が個々の実態を把握し、また支援記録を基に児童発達支援計画検討会議での資料として活用し、適宜、児童発達支援計画の検証、改善のできる体制を継続していく。
18	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	○		保護者との情報交換を行い、今後の支援に必要な内容を検討している。	必要に応じて、家庭だけでなく、学校とも連携を取るようにする。	
19	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ支援を行っている	○		放課後等デイサービス計画検討会議では、児童発達管理責任者を中心として、ガイドラインの総則の基本活動を確認しながら、利用児にあった支援計画を共有している。		

関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		利用児の状態や今後の支援内容を把握できている者が参加している。	
	21	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている	△		必要に応じて、学校に行ったり事業所に来所していただいたりしている。	半年に一回は情報交換を行えるようにしたい。
	22	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている				
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	○		利用が終了した児童でも、必要に応じて連携が取れるようにしている。	
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している		○	福祉サービス事業所への移行までは行っていない。	必要に応じて、情報共有や目標設定のサポートを行う。
	25	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	△		資料や電話での情報交換は行ったが、研修に参加する回数が少なかった。	指導日数や人数を調整し、研修に参加できるようにする。
	26	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		○		様々な児童との交流できる場を作れるように、検討していく。
	27	(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加している		○		協議会や子ども部会等に事業所としての参加ができるように、情報収集を行っていく。
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		指導後に、課題や家庭での支援ポイントを伝え、一体となった指導ができるようにしている。	
保護者への説明責任等	29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている	○		家庭内での支援ポイントや今後の見通し等を話している。	保護者(ご家族)に対し、ペアレントトレーニングの研修案内などの配布等を行っていく。
	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		利用契約時、契約書、重要事項説明書の説明を行っている。また、変更があった場合は文書にてお伝えしている。	
	31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		面談だけでなく、メールや電話を利用しながら瞬間的に対応できるようにしている。	
	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		○	保護者同士が交流できる部屋はあるが、利用児の実態などそれぞれ異なる部分もある為、積極的な開催は行われていない。	必要に応じて、保護者同士が情報を共有できる場を設けるようにしたい。
	33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	○		相談・苦情受付窓口や担当者を掲示している。それぞれの対応についてはマニュアルを整備し、職員間の共通理解を図りながら対応している。	
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	△			個別療育が主体のため活動概要等は記載していない。
	35	個人情報に十分注意している	○		プライバシーの配慮等、職員への周知徹底や、保護者に対しても契約書に記載している。	
	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		視覚的アプローチによる支援を行う等、利用児にあった支援を行っている。	
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	△			学習介入や行動介入を主に指導を行なっている為、地域との交流は行なっていない。

非常時等の対応	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	○		各種マニュアルを整備し、職員への周知を図っている。	学園の対応に沿って対応していく。
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		年に数回、園と避難訓練を行っている。	事前に避難訓練を行う旨をお伝えしていくようにする。
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている		○		職員が研修へ参加できるようにする。
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	○			職員間での周知徹底は行っているが、現在、身体拘束が必要である利用児がない為、放課後等デイサービス計画への記載はない。
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○			保護者からの聞き取りで確認し、職員共有をしているのみで医師の指示書の提出は求めている。
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		記入用紙は作成し設置してある。また、通所記録用紙にも記入できる欄を設けてある。	実際にヒヤリハットの記入はないが、今後ヒヤリハット事例集を作成し共通理解を図っていく。